

物流施設の建築や購入をお考えの皆様へ

○平成28年10月1日より、物流総合効率化法が **改正** されました。

【流通業務総合効率化事業の要件】

- ・**2以上の者(法人格が別の者)が連携**すること。
- ・流通業務(輸送、保管、荷さばき及び流通加工)を一体的に実施すること。
- ・輸送網の集約、モーダルシフト、配送の共同化等の輸送の合理化により流通業務を効率化すること。
- ・物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資するとともに、**流通業務の省力化を伴う**ものであること。

【特定流通業務施設の要件】

- ・一定規模の流通業務施設(トラックターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋)であって、高速自動車国道のIC等の物資の流通の結節点となるインフラ等の近傍に立地し、**トラック予約受付システム等**の設備を有するもの。

(青字が主な変更点)

○物流総合効率化法の認定を受けた物流施設には、

【メリット①】 法人税や固定資産税・都市計画税の **減税制度** があります。

【メリット②】 市街化調整区域での **開発許可に関して配慮** がなされます。

最近の減税事例

建物の取得価額10億円(評価額は建物7億円、附属設備1,000万円)の倉庫で **約3,500万円の減税**

- 法人税 の減税額は 約495万円(10%の割増償却・5年間)
- 固定資産税・都市計画税 の減税額は 約3,000万円(課税標準の1/2または3/4の課税・5年間)

【相談・申請の窓口】

運輸局等名	担当課名	電話番号	運輸局等名	担当課名	電話番号
国土交通省 (本省)	総合政策局物流政策課	03-5253-8296	近畿運輸局	交通政策部環境・物流課	06-6949-6410
北海道運輸局	交通政策部環境・物流課	011-290-2726	神戸運輸監理部	総務企画部物流施設対策官	078-321-3145
東北運輸局	交通政策部環境・物流課	022-791-7508	中国運輸局	交通政策部環境・物流課	082-228-3496
北陸信越運輸局	交通政策部環境・物流課	025-285-9152	四国運輸局	交通政策部環境・物流課	087-825-1173
関東運輸局	交通政策部環境・物流課	045-211-7210	九州運輸局	交通政策部環境・物流課	092-472-3154
中部運輸局	交通政策部環境・物流課	052-952-8007	沖縄総合事務局	運輸部総務運航課	098-866-1836

国土交通省 総合政策局 物流政策課

(物流総合効率化法担当)
03-5253-8296

次の要件を満たしている物流施設が 特定流通業務施設の認定の対象となります

①立地要件：高速道路のIC等、港湾、空港、鉄道貨物駅、工業団地等の周辺5km以内に立地

②規模要件：普通倉庫 床面積 **3,000㎡**以上（多階建**6,000㎡**以上）
 冷蔵倉庫 容積 **6,000㎡**以上
 貯蔵槽倉庫 容積 **6,000㎡**以上

③構造要件：・倉庫業法の施設設備基準に適合していること
 ・主要構造部である柱及びはりが鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること

④設備要件（必須）：高規格バース（外壁面の1面に可能な限りの貨物の搬出入場所、貨物搬出入場所から奥行5mの荷さばき用空間）、大型車対応荷さばき・転回場（前面に奥行15m以上の空地）、流通加工用設備、データ交換システム、貨物保管場所管理システム等を有するもの



④設備要件（選択）：

- ・「貨物自動車運送事業の用に供する営業所及び自動車車庫（施設と同一敷地内に設置）」又は「到着時刻表示装置（※1）」のいずれかを有するもの
- ・貯蔵槽倉庫（サイロ）の場合は、上記に「特定搬出用自動運搬装置（※2）」を加えた3つのうち、いずれかを有するもの

※1：トラック予約受付システムにより予約を受け付けたトラックの到着予定時刻を表示するディスプレイ又は倉庫内の作業員の携帯用端末（タブレット等）

※2：サイロに隣接する生産工場等に飼料等を搬出するベルトコンベア等

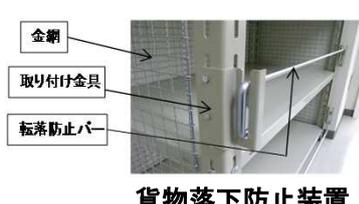


⑤防災要件：・非常用データ保存システム（*）を有するもの（必須）。

*：施設外の安全な場所へバックアップデータを保存するためのシステムで、非常用通信機能及び非常用電源を有するもの

- ・地震による荷崩れのおそれがある場合には、これを相当程度防止するために次の装置のいずれかを有すること（選択）。

保管場所免震装置、保管棚制震装置、保管棚固定装置、
 貨物落下防止装置、パレット連結装置、貨物・パレット一体包装装置



※要件の詳細は、特定流通業務施設の所在地を管轄する地方運輸局にご確認ください（表面連絡先参照）。